

# 【全国合宿前払い金制度】

文責:2013年度 I.W. 部長 藤田ちづる  
Ex. 部長 麓 磨紀子  
財務 部長 田中 勇人

日本国際学生協会(以下 I.S.A.) 細則集、第三章 Exchange Program (以下 Ex.) 第一条選考、三項(ハ)「その他、Ex.部が特に必要と指定したもの」及び、第五章 International Week (以下 I.W.) 第一条派遣者の決定、三項(ハ)「その他、I.W.部が特に必要と指定したもの」という条文がある。

この第一条一項と第一条二項を補完するために、I.W.および Ex.に参加する者に対して以下の全国合宿前払い金制度を設ける。

- 1、 Ex.およびI.W.に参加する者は、原則全国合宿の前払い金を支払わなければならない。全国合宿とは全国春合宿および全国秋合宿のことを示す。  
※一度前払い金を納めた際は、返金は致しません
- 2、 Ex.およびI.W.に参加する者は、プログラム開催直後の全国合宿(春合宿又は秋合宿)参加費のうち、2,500円を前払い金として徴収する

但し、以下の者は全国合宿前払い金支払いが免除される。

- ① Ex.およびI.W.参加直後の全国合宿の時点で大学もしくは大学院を卒業している者
- ② Ex.およびI.W.参加直後の全国合宿の時点でI.S.A.を休部している者
- ③ その他特別な事情により、Ex.部長またはI.W.部長に全国合宿の前払い金の免除を認められた者

## 【前払い金納め時】

- ① Ex.の結団式終了後指定した日時に収めること
- ② I.W.参加後の2週間以内に収めること
- ③ I.W.参加後から2週間以内に全国合宿がある際は、全国合宿の5日前に収めること
- ④ Ex.とI.W.両方参加した場合は、先に参加したプログラムに前払い金を収めること

以上